

2010年9月27日

日本看護系大学協議会会員校の代表者様

一般社団法人日本看護系大学協議会

会長（代表理事） 中山 洋子

保健師教育課程および助産師教育課程について 要望書提出の報告とお願い

暑かった長い夏が終わり、授業や試験も開始されている大学も多いかと思えます。

さて、厚生労働省におきましては、平成21年7月の保健師助産師看護師法等の改正を踏まえて、「看護教育の内容と方法に関する検討会」を開催し、看護師教育、保健師教育、助産師教育の教育内容についての検討を重ねてきております。とくに、保健師教育課程、助産師教育課程につきましては、教育内容の見直しを行い指定規則の改定を視野に入れた検討をしてきております。

一方、文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」では、今年度は看護学士課程におけるカリキュラムについての検討を、委託研究事業の成果を基に検討するとともに、大学院における高度実践能力を持つ看護専門職養成の問題についても検討してまいりました。

こうした情勢の中で、保健師教育課程と助産師教育課程の問題が大詰めを迎え、日本看護系大学協議会の役員会と高等教育行政対策委員会とでは、別紙のような要望書を2010年9月9日に厚生労働省医政局長と文部科学省高等教育局長に提出いたしました。

各大学では、大学の教育理念と教育方針に基づいてカリキュラムを構築し、看護学教育を行っていることから、保健師教育、助産師教育の考え方は多様化しております。日本看護系大学協議会の役員会と高等教育行政対策委員会では、学部でも大学院でも各大学が個別性のある教育が展開できるようにと考へ、最低基準を定める指定規則はできるだけ単位数を抑え、26単位以内を要望いたしました。

今回の要望書では、厚生労働省から保健師教育課程、助産師教育課程の教育内容が示されておられませんので、単位数のことだけになっていますが、2010年10月4日に開催されます厚生労働省の「看護教育の内容と方法に関する検討会」では、教育内容と単位数が示され、指定規則の改正へと向かっていきます。これを受けて、文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が10月7日に開催され、看護学士課程教育、大学院修士課程教育の中で保健師教育、助産師教育をどのようにするのかの方向性を議論することになると思っています。

日本看護系大学協議会の役員会および高等教育行政対策委員会としましては、10月4日の厚生労働省の「看護教育の内容と方法に関する検討会」を受けて緊急に見解を発信する必要性が生じるとも考えています。その折には、会員校の代表者（社員）の皆様方のご意見や要望をお聞きしたいと思っておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。各大学における看護学教育の自主・自律を最大限に発揮できるように努力していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。